

# 学校感染症の治療届けについて

校長は学校保健安全法に基づき、感染症の予防をはかるため出席停止をさせることがある。

## 《学校感染症の種類》

(学校保健安全法)

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、鳥インフルエンザ、 重症急性呼吸器症候群(病原体が SARS コロナウィルスであるものに限る)
第二種	インフルエンザ、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、 水痘、咽頭結膜熱、結核
第三種	腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、コレラ、 細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、 その他の伝染病(溶連菌感染症・感染性胃腸炎・流行性嘔吐下痢症など)【※】

※新型インフルエンザ・指定感染症及び新感染症は、第1種とみなします。

## 《医師が学校感染症だと診断した場合》

1. 学校感染症の診断を受けた場合は、すぐに担任に連絡する。
2. 医師より登校の許可が出たら、登校する。
3. 医師の診断日から医師の登校再開許可が出た前日までを感染治療に要した期間とする。
4. 感染予防に要した期間を出席停止扱いとし、欠席扱いとはしない。
5. 担任より渡される学校指定の「学校感染症の治療届け」用紙に、保護者の方は必要事項を記入し、1週間以内に担任に提出する。

<診断書等は有料になるため、必要ありません。>